

泉南市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）第3条の規定に基づき、泉南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の総合計画に関する事項を審議する。

- (1) 市の定める基本構想に関すること。
- (2) 市の定める基本計画に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(臨時委員)

第4条 市長は、審議に必要なときは、相当と認める者に臨時委員を委嘱することがある。

(委員等の任期)

第5条 第3条第2項第1号に掲げる者の中から委嘱された委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その関係する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、委員及び臨時委員を解嘱することがある。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の定足数は、議案ごとに、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上とする。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年5月12日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年11月19日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。